

平成 21 年 3 月 31 日以降に倒産・解雇・雇い止めなどによる離職をされた人へ

平成 22 年 4 月から国民健康保険税の軽減制度が始まります

◆対象者は？

65 歳未満で、次の失業等給付を受ける人です。

(1) 雇用保険の特定受給資格者（例：倒産・解雇などによる離職）

(2) 雇用保険の特定理由離職者（例：雇い止めなどによる離職）

雇用保険受給資格者証の離職日が平成 21 年 3 月 31 日以降で、離職理由番号が、**11・12・21・22・23・31・32・33・34** の人です。

※特例受給資格者証及び高年齢受給資格者証の人は今回の軽減制度の対象となりませんので御留意ください。

※軽減を受けるためには申請が必要です。

◆軽減額は？

国民健康保険税は、前年の所得により算定されますが、軽減は前年(平成 22 年度の国民健康保険税の場合は平成 21 年分)の離職者の給与所得を 30/100 とみなして算定します。

◆軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

※雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

※国民健康保険の加入中、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険組合などに加入し、国民健康保険を脱退すると終了となります。

◆制度が始まる前の失業者は対象になるか？

平成 21 年 3 月 30 日以前に離職された方は対象となりません。制度が始まる前 1 年以内(平成 21 年 3 月 31 日以降)に離職された方は、平成 22 年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

※ただし、平成 21 年度の国民健康保険税は対象となりませんのでご了承ください。

◆申請に必要な物は？

①雇用保険受給資格者証（軽減に該当するか判定するために、雇用保険受給資格者証の離職理由の確認が必要になります。）

②印鑑

制度の詳細は、税務課市税班または健康づくり推進課国保年金班にお尋ねください。

電話：(税務課直通) 096-248-1114 (健康づくり推進課直通) 096-242-1183